

川崎市生活保護受給世帯若者就労自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市生活保護受給世帯若者就労自立支援事業
(以下「本事業」という。)について、円滑な実施を図るために、必
要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、生活保護受給世帯の若者の精神面・生活面を包括的
に支援することで、支援対象者の就労を促進し、もって日常生活・社
会生活・経済生活の自立を目的とする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、適切な運営を確
保できると認められる法人(以下「法人」という。)に委託するもの
とする。

(対象者)

第 4 条 本事業の対象者は、市内在住の生活保護受給世帯の若者(15
～29歳)で、ひきこもり若しくはひきこもり状態と考えられる者の
うち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 就労しても続かない。

(2) 他人とのコミュニケーションが苦手である。

(3) 福祉事務所の指示や指導への反応が無い、もしくは鈍い。

(4) 家族や本人が社会から孤立している。

(5) 就労に特別な困難を抱えている。

(対象者の選考)

第 5 条 対象者の選考は、第 4 条に該当する者の中から、健康福祉局生
活保護・自立支援室及び各区の区役所保護課(福祉事務所)(以下「各

区役所」という。)と法人で協議し決定する。

(事業の実施場所)

第6条 法人は、第2条の目的を達成するために、対象者が通い訓練等を行う場所として、健康福祉局生活保護・自立支援室と協議し、「居場所」を設置する。

(事業内容)

第7条 第6条の「居場所」において、次に掲げる支援を実施する。

(1) 面談及び訪問による支援

各区役所と連携し、区役所での面談及び訪問支援により「居場所」につなげる支援を行う。

(2) 「居場所」への通所支援

対象者が日常的に通って来られる場として「居場所」の運営を行い、そこにおける就労支援さらには地域住民や商店街との連携・交流の仕掛けづくりを行い、自立に向けた意思の醸成を行う。

(3) 就労支援

地域の商店や企業・団体と連携し、職場見学及び体験、ボランティア活動、求人開拓などを行い、対象者の就労に向けた支援を行う。また、「居場所」において講座やワークショップなどを実施し、自己理解や能力開発等を通じ、対象者の自信と職業意識の醸成を図り就労へ繋げる支援を行う。

(4) 定着支援

就労が決定した対象者の安定した就労を促進するため、対象者からの相談、就労先との連絡調整などの定着支援を行う。

(事業の実施体制)

第8条 法人は、本事業の主旨を十分理解し、ひきこもり支援及び就労

支援にかかわる経験があるコーディネーターを置く。

(事業実績報告)

第9条 法人は、毎月10日までに健康福祉局生活保護・自立支援室及び第5条で規定する対象者を選考した各区役所に、前月の事業報告を書面でもって報告するものとする。

(関連機関との連絡)

第10条 法人は、健康福祉局生活保護・自立支援室及び各区役所と、定期的または臨時的な連絡会を開催する等、円滑な事業運営に努めなければならない。

(事故・苦情・緊急時対応)

第11条 法人は、事故・苦情・緊急事態等が発生した場合は、速やかに健康福祉局生活保護・自立支援室及び各区役所へ連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(実施上の留意事項)

第12条 法人は、本事業を遂行する上で知り得た事項について、「川崎市個人情報保護条例」の規定を遵守し、個人情報の保護及び漏えい防止に関して周知徹底を図らなければならない。なお、守秘義務については委託業務が終了した場合においても同様とする。

2 法人は、事業を遂行する上で知り得た事項を電子データ管理する場合は、厳重に管理、保管しなければならない。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても、必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては委託業務が終了した場合でも責任を負うものとする。

3 川崎市は、法人が契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。